

傍聴をされる皆様へお願い

本日は、清瀬市議会の傍聴へお越しいただき、ありがとうございます。傍聴規則に基づき下記の事項は、禁止されておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 議場における言論に対する発言（ヤジなど）や拍手その他の方法により公然とご自身の議案等に対する賛否や思想信条を表明すること。
2. はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等、自己の思想信条を公然と示すなど示威的行為しいをすること。
3. 帽子（バンダナなどを含みます）、コート、マフラーの類を着用すること。
但し、病気その他の理由により議長の許可を得たとき（開議前に事前に許可を得てください）は、この限りではありません。
4. 傍聴席では、開議中、休憩中を問わず飲食（水筒等の飲み物を含む）及び喫煙をすること。
体調管理等の理由により水分補給が必要な方は、議場（傍聴席）の外でお願いします。
5. みだりに席を離れたり、傍聴席を歩き回ったり、頻繁に立ち上がる等、不体裁な行為をすること。
6. 携帯電話類（スマートフォン、ノートパソコンを含む）は、通話はもちろんメールやインターネットの閲覧等などであってもこれを使用すること。
7. 傍聴席において撮影及び録音等をすること。
8. 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

この他、傍聴席では、市議会事務局職員の指示に従わなければなりません。

以上の事項をお守りいただけない場合、清瀬市議会傍聴規則の規定に基づき議長の判断により、やむを得ず傍聴席よりご退場いただく場合がありますので予めご了承下さい。

清瀬市議会事務局長